

## シリーズ企画

# オリンピックと受動喫煙防止法・条例(その8)

## 美唄市の試みとパブリックコメント（賛成462 反対 66） に対するタバコ産業の妨害

産業医科大学産業生態科学研究所 教授 大和 浩  
健康開発科学研究室

今年3月4日、「緊急のお願い」というタイトルのメールが「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」を成立させた時の県議である関口正俊氏から届きました。北海道美唄市で受動喫煙防止条例が検討されており、その応援を目的としたシンポジウムを3月14日に開催するので講演して欲しい、という依頼でした。「いつ、何時、誰の挑戦でも受ける」という猪木スタイルを貫く私は、講演依頼を断ったことがないことが自慢でした。しかし、今回ばかりは科研費の報告書4本を3月末までに仕上げねばならない状況で、お断りせざるを得ませんでした。その前後から禁煙関連のメーリングリストで美唄市情報が流れはじめ、美唄市医師会のホームページ（HP）からシンポジウムが下記のように開催されたことを知りました。

美唄市医師会のHPを見ると、井門先生は禁煙問題に熱心に取り組んでいらっしゃるのことが分かりました。なお、玉井先生は「神奈川県受動喫煙防止条例」の立役者です。条例による規制の必要性だけでなく、（県庁職員を離れて話しやすくなった）タバコ産業による条例妨害活動を紹介されたことと思います。関口氏は、全国の県庁を訪問し、知事（もしくは代理者）に受動喫煙防止条例を成立させる要望書を手渡しするスモークフリーキャラバンのリーダーで、すでに、47都道府県の訪問を終えています。4人の講演により、美唄市の活動を後押しする議論がなされたことと思います。

さて、美唄市で条例化が検討された経緯ですが、まず、2013年3月に「びばいヘルシーライフ21（第2期）」が制定され、高橋市長の意向で重点テーマとして「受動喫煙と運動」が取り上げられました。この「びばいヘルシーライフ21（第2期）」に基づき、2014年12月1日に「美唄市受動喫煙防止対策条例（素案）」が発表されました。

[http://www.city.bibai.hokkaido.jp/2015/03/3973/files/jkb\\_guideline.pdf](http://www.city.bibai.hokkaido.jp/2015/03/3973/files/jkb_guideline.pdf)

- ・医療機関・教育機関・児童福祉施設…敷地内禁煙（完全禁煙）
- ・官公庁等公共施設、集会施設、公共交通機関…敷地内禁煙又は建物内禁煙

第61回美唄市三師会講演会（於：コアビバイ、2015年3月14日）

『知って得する受動喫煙のおはなし』

演題1：「受動喫煙による身体への影響」

講師：美唄市医師会 会長 井門 明先生

演題2：「美唄市受動喫煙防止条例（素案）の趣旨説明」

講師：美唄市保健福祉部健康推進課 課長 川西勝幸氏

演題3：「条例制定後の現状－神奈川県における事例－」

講師：神奈川県立足柄上病院副院長（条例制定時の  
神奈川県健康推進課長）

玉井 拙夫先生

演題4：「受動喫煙防止条例を目指して」

講師：スモークフリーキャラバンの会  
事務局長 関口 正俊氏

・通学時間帯の通学路や公園は禁煙  
とされ、公的な施設に喫煙室を設置しない点、そして、屋外であっても子どもの受動喫煙を防止すべきこと、それは保護者の努力義務でもある、とされた点が評価されます。また、神奈川県と兵庫県でタバコ産業から妨害が入ったサービス産業については、「飲食店営業と風俗営業の用に供する公共的空間には適用しない」と、最初から除外されていました。

2015年2月24日から3月15日までパブリックコメントを募集し、その結果を受けて、20日の議会最終日までに条例案を上程する予定でした。ところが、通常のパブリックコメント募集ではゼロ～数件程度にもかかわらず、518名(市内在住者381名、在勤・在学者30名、利害関係者107名)から延べ554件という多数のコメントが寄せられました。内容は、賛成意見462件、反対意見66件、条項への意見23件でした。すべてのコメントが下記に公開されておりますので、是非ご覧下さい(2つだけピックアップしました = 下欄参照)。

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/2015/02/3979/>

index.phtml

賛成意見が絶対多数であったにもかかわらず、岩見沢地方たばこ販売協同組合などによる反対署名616筆が内馬場議長に手渡されたこともあって、条例は残念ながら施行されませんでした。この反対署名以外にも、JT本社たばこ事業本部渉外グループ社会環境推進部長の宮下強氏が美唄市を訪問して反対意見を述べたり、JTのホームページに「美唄市受動喫煙防止条例(素案)についてのJT意見」として、官公庁にも喫煙室を認めるべき、屋外を規制すべきではない、というコメントを発しています。このようなタバコ産業からの妨害が入る活動は喫煙率を低減するために有効であり、逆に、吸い殻拾いや未成年者の喫煙防止キャンペーンなどタバコ産業が率先して協力する活動は喫煙率低減の効果がないことが知られています。

さらに、4月9日に週刊ポストの「美しい分煙社会の作り方」を担当する須田慎一郎氏から高橋市長に對談の申し入れが入った、との情報。推進派の市長を個別攻撃しようとするタバコ産業の魂胆は

<p>第9条 (未成年者への配慮)</p>	<p>内容について、いろいろ議論があると思いますが、子ども(未成年者)をタバコの害から守る活動をしている立場からは、第9条(未成年者への配慮)の第1項の「ただし、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、この限りでない。」部分は、可能な限り削除していただければと考えております。たぶん、飲食店などでの従業員を想定していると考えますが、まさにそうしたところで働く未成年者こそ、守られるべきではないでしょうか。ご検討いただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>従業員の受動喫煙につきましては、労働安全衛生法の規定により、快適な職場環境のために、受動喫煙防止に対する配慮が求められるものと考えております。 市としましては、受動喫煙防止対策ガイドラインに基づき事業所への周知なども図ってまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>JTのサイトのトップページに3/9～10「北海道美唄市における受動喫煙防止対策についてのJT意見」がJT&amp;販売業界と飲食店組合の連名で掲載されました。 <a href="http://www.jti.co.jp/">http://www.jti.co.jp/</a> しかし今回の美唄市受動喫煙防止対策条例(素案)では、飲食店と風俗店は【適用除外】とされているのですから、飲食店組合を巻き込んでJT&amp;販売業界が条例制定に横槍を入れ妨害するのは僭越この上もなく、許されないことです。 受動喫煙の危害から市民の健康を守るために、美唄市及び市議会におかれては、条例制定の実現にお力・ご高配をよろしく願いたします。</p>	<p>条例素案に、ご理解をいただいたものと考えます。</p>

右の枠内は美唄市の回答

明らかです。私は、すぐさま、想定問答集をメールで送りました。高橋市長から週刊誌で「分煙では飲食店で働く人の健康は守れない」「世界保健機関（WHO）の調査では飲食店等のサービス産業が禁煙化されても営業収入は低下しない」ことをしっかりと述べてもらえば、逆に、プラス材料となることが期待されますが、タバコ産業が作る誌面ですからどのような内容になるか…。

最後に、高橋市長から美唄市民へのメッセージを掲載したいと思います。このような動きが、現在、罰則付きの条例に見直しが行われている東京都受動喫煙防止条例の判断材料になると思います。北九州からも美唄市の条例を応援していきましょう。

美唄市市民の皆様へ

暖かな日差しが積もった雪を溶かし、いささか春の訪れも早く感じられる日々であります。市民の皆様方には、日ごろから市政の推進にあたり、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、このたび本市では平成25年3月に市民の健康づくりの指針となる「びばいヘルシーライフ21（第2期）」を策定し、これを基本に昨年12月には喫煙についてのルールを示した受動喫煙防止についてのガイドラインを策定、今年度中に条例化を目指して準備を進めておりましたが、最終的に年度内の策定を見送ることといたしました。

理由は、条例素案における条例文などについての意見整理や議会議論の充実、

市民周知の徹底、さらには反対署名の民意を受け止めたものであります。

今後は、市民検討委員会などを設置することも視野に入れ、十分に市民周知を図り条文の内容を充実させ、条例制定については9月議会に提案、12月議会での成立に向け、市民の健康を守るためにも1日も早い制定を目指したいと考えております。

このたび、素案に対してパブリックコメントを頂いた554件の市民の皆さんには、熱心な意見を賜り深く感謝いたします。頂きました市民意見の一つひとつの思いをしっかりと受け止めながら、制定にむけた議論の参考にさせて頂きたいと想います。

本当にありがとうございました。

美唄市長 高橋 幹夫

### 美唄市受動喫煙防止ガイドライン（2014年12月）

- (1) 医療機関・教育機関・児童福祉施設・・・敷地内禁煙（完全禁煙）  
（病院、学校、保育所、幼稚園、児童館等）  
有病者、妊産婦や次代を担う子どもたちが多く利用する施設は、敷地内禁煙が望まれます。
- (2) 官公庁等公共施設、集会施設、公共交通機関・・・敷地内禁煙又は建物内禁煙  
（庁舎、市民会館、福祉会館、駅等）  
多くの人々が利用することから、社会的な役割や施設の性格をふまえ、建物内禁煙が望まれます。
- (3) 宿泊施設、遊戯、娯楽施設、飲食店等・・・敷地内禁煙・建物内禁煙又は完全分煙  
（ホテル、旅館、レストラン等）  
禁煙が難しい場合は、事業主が主体となった積極的な分煙が望まれます。利用者の目的や業態に応じた分煙に取り組んでください。
- (4) 道路、公園等・・・喫煙マナーとルール  
屋外においても、周囲に人がいる場合には、たばこを吸わない、たばこの投げ捨てや歩きタバコをしない、通学路の通学時間帯にたばこを吸わないなどの社会的ルールを守ることが求められています。

